

四、争議の方策

近來の争議の原因は殆んど恐慌に乘じたる資本家の賃銀値下げ、時向の延長等の労働条件の引下げ及び中小資本家の没落による事業縮小、工場閉鎖による強制解雇等であつて即ち労働争議である。

A、争議の一般方策は總本部争議部の指令によるべきこと。

B、争議の特殊方策は当該資本家の情勢、工場の状態、労働者の意志等に用する正確なる調査と観察に基いて決定すべきこと。

C、処世工場（未組織工場）に於ける労働紛議及び争議は組合組織の重要なる端緒なるが故に、かゝる場合には、未組織労働者組織の一般方策をも参照して、最も率先的にして熱烈なる指導を行ふべきこと。

五、教育方針の確立

A、既往に於て教育方針は計議決定されたるが、未だ実行に務らざる観がある。教育及び訓練は、鉄に焼きこし須るにも比すべき組合の生活力の源泉であるが故に、

B、教育は概念的教習に偏するのではなく、あくまで行動を通じて行動と関連して行ふべきものである。

C、然りと雖も、我々は理論を拒否してはならぬ。我々が持たば、正しき意味の理論とは觀念的理論の謂にあらざりて、現実との統一性を有するものであるからである。二の理論のみが我々の前途を照らす燈台である。

五、政治運動

政治運動の必要は、更替言を要せざる処であるが、即ち一般的には労働階級の全階級の利害を擁護するに於て、特殊には労働組合に對する資本家階級の政治的及び法律的攻撃に對抗するためには労働階級は政治的攻撃に於て力闘を